

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和 5年 7月 28日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本製紙クレシア株式会社 代表取締役社長 安永 敦美 電話 03 - 6665 - 5300			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	144 台	1 台	0 台	144 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	8 台	0 台	0 台	8 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	3	キログラム	3	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	自社で作成した点検表に基づき簡易点検・年次点検を実施している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時にはフロン排出抑制法に従い充填回収業者へ依頼しマニフェストに乗っ取りフロンガスを回収された証明書を受取り回収された事を確認をしている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	日々の巡視時に機器に異常ないかを点検。圧縮機7.5KW以上の空調機に関しては業者に依頼して点検を実施している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時にはフロン排出抑制法に従い充填回収業者へ依頼しマニフェストに乗っ取りフロンガスを回収された証明書を受取り回収された事を確認をしている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	更新の際には地球温暖化係数がより低い代替フロンであるR32を冷媒として使用する機器の導入の設置を検討また促す。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。